

教育委員会会議録

(定例会)

令和7年10月23日開催

さいたま市教育委員会

1 期	日	令和7年10月23日 (木)	
2 場	所	教育委員会室	
3 開 会		午後2時00分	
4 出 席 委 員	教 育 長		竹 居 秀 子
	教育長職務代理者		大 谷 幸 男
	委 員 員		石 田 有 世
	委 員 員		伊 藤 華 英
	委 員 員		小 山 和 也
	委 員 員		堀 田 香 織
5 議場に出席した者	副教育長		栗 原 章 浩
	教育委員会事務局理事兼管理部長		山 本 高 弘
	学校教育部長		野 津 吉 宏
	生涯学習部長		深 津 健太郎
	生涯学習総合センター館長		杉 本 達 洋
	学校教育部参事兼学事課長		宮 野 充 貴
	学校教育部参事兼教職員人事課長		青 木 貴
	中央図書館参事兼管理課長		内ヶ嶋 直 哉
	教育総務課長		小 出 博 康
	学校施設整備課長		田 嶋 真 二
	生徒指導課長		坂 東 千 里
	生涯学習総合センター副館長		大 城 冬 樹
	北図書館長兼視聴覚ライブラリー館長		長谷川 清
6 会議録署名委員	小 山 和 也		

7 議事等の概要

竹居教育長

それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。

書記

おりません。

竹居教育長

本日の会議録の署名委員は、小山委員にお願いいたします。
本日の議案に、報告第18号「さいたま市教職員（管理職）の人事について」、報告第19号「さいたま市教職員（管理職）の人事について」を追加提出いたします。

本日の議案については、報告第16号、議案第57号、第58号は議会に関する案件、報告第17号から報告第19号、議案第59号から第63号は人事に関する案件、「その他」は個人情報を取り扱う案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

各委員

＜異議なし＞

竹居教育長

それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、本日の議案は全て非公開となります。

会議の順番ですが、報告第17号、第16号、第18号、第19号、続いて議案第59号から第63号、第57号、第58号、その他の順に審議することといたします。また、議案第57号と第58号は内容が関連しておりますので、所管課からの説明、質疑は一括して行うことといたします。

報告第17号 さいたま市教育委員会事務局及び教育機関の課長（課長相当職を含む。）

以上の人事について

＜非公開案件につき内容は省略＞

報告第16号 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

竹居教育長

それでは、報告第16号について、事務局から説明をお願いします。

教職員人事課長

報告第16号「さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を御説明いたします。

報告第16号につきましては、条例の一部を改正する条例の制定を市長に申し出ることについて、臨時代理を行ったものでございます。

5ページの概要資料に沿って説明をいたします。

本改正は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うものです。

次に、改正の概要でございます。いわゆる給特法において、公立学校の教育職員に対して時間外勤務を命じる場合の規定がございますが、今回の法改正により、指導改善研修被認定者については、その規定の適用外とされたことから、条例においても同様の改正を行うものでございます。

なお、補足ですが、指導改善研修被認定者とは、教育公務員特例法第25条第1項の規定により、児童等に対する指導が不適切であると認定された教諭等であって、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修を受けることになった者でございます。

施行年月日は、令和8年1月1日とするものです。

説明は以上となります。

竹居教育長 何かありますか。

大谷委員 教育職員の給与等に関する特別措置法の超勤4項目が変わることでどうか。

教職員人事課長 項目に変更はございません。指導改善研修被認定者となった方は、学校で授業を行わないため、授業準備等もありません。学校で勤務しているわけではなく、研修を受けている状態ですので、時間外勤務を命じることもできません。そのため、いわゆる超勤4項目には当てはまらないということでございます。

学校教育部長 指導改善研修被認定者は、超勤4項目が適用される教員ではない、ということです。

小山委員 超勤4項目を教えてください。

教職員人事課長 職員会議、実習に関する業務、災害等の業務、修学旅行等の行事に関する業務の4項目です。

竹居教育長 それでは、この件は終了といたします。

報告第18号 さいたま市教職員（管理職）の人事について
<非公開案件につき内容は省略>

報告第19号 さいたま市教職員（管理職）の人事について
<非公開案件につき内容は省略>

議案第59号 令和7年度さいたま市教育功労賞表彰について
<非公開案件につき内容は省略>
<議案は原案どおり可決>

議案第60号 さいたま市立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱及び任命について
<非公開案件につき内容は省略>
<議案は原案どおり可決>

議案第61号 さいたま市公民館運営審議会委員の委嘱について
<非公開案件につき内容は省略>
<議案は原案どおり可決>

議案第62号 さいたま市図書館協議会委員の任命について
<非公開案件につき内容は省略>
<議案は原案どおり可決>

議案第63号 さいたま市立視聴覚ライブラリー運営委員会委員の委嘱について
<非公開案件につき内容は省略>
<議案は原案どおり可決>

議案第57号 議決事項の一部変更について（さいたま市立新設大和田地区小学校建設（建築）工事請負契約）

議案第58号 議決事項の一部変更について（さいたま市立新設大和田地区小学校建設（電気設備）工事請負契約）

竹居教育長 それでは、議案第57号及び第58号について、事務局から説明をお願いします。

学校施設整備課長 議案第57号「議決事項の一部変更について（さいたま市立新設大和田地区小学校建設（建築）工事請負契約）」、議案第58号「議決事項の一部変更について（さいたま市立新設大和田地区小学校建設（電気設備）工事請負契約）」を御説明いたします。

先程御報告させていただいた大和田小学校の建設工事について、受注者からインフレスライドに基づく増額請求がございましたので、変更について市長に申し出をするものでございます。

8ページを御覧ください。

変更内容は4番のみです。「1 工事名称」、「2 工期」、「3 契約相手方」については、当初の契約から変更しておりません。

「4 変更内容」について御説明いたします。

議案第57号が建築工事です。今回は2回目の増額ですので、②を御覧ください。54,857,000円増額し、変更後の契約金額を5,814,017,000円とするものです。

議案第58号が電気設備工事です。こちらも2回目の増額ですので、②を御覧ください。81,510,000円増額し、変更後の契約金額を882,921,600円とするものです。

先程申し上げたとおり、昨今の物価上昇に伴うインフレスライドによる増額です。金額については建設局も含めて精査し、建築工事と電気設備工事を合わせて136,367,000円の増額変更を予定しております。大和田小学校の開校は間近となっておりますので、今回が最後の変更契約となります。

説明は以上です。御審査よろしくお願ひいたします。

竹居教育長

何かありますか。

それでは、議案第57号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

竹居教育長

出席委員全員の賛成により、議案第57号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第58号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

竹居教育長

出席委員全員の賛成により、議案第58号は原案のとおり可決されました。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

その他 いじめ防止対策推進法第28条に規定する重大事態の調査結果の報告について
<非公開案件につき内容は省略>

竹居教育長 以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。
これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午後3時30分